

(公 印 省 略)
財監 第 360 号
令和 8 年 2 月 27 日

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)
(財政局財政部契約監理課)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より福岡市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

国において、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が令和 8 年 2 月 17 日に決定・公表されました。令和 7 年 3 月適用の労務単価と比べ、全国平均で 4.5%、福岡県の平均では 6.1% の上昇し、新技術者単価については、4.3% の上昇となっております。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 94.1%、福岡県の平均では 105.6% の上昇となっております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

福岡市においても、今回の国の決定・公表を受け令和 8 年 3 月に新労務単価を適用しますので、貴職におかれましても、貴団体傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者処遇改善を図るよう、改めて周知徹底をよろしくお願いたします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適正な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めていただきますようお願いいたします。

さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図るようお願いいたします。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

福岡市では、新労務単価の上昇を受け、

- ① 令和8年2月28日以前に契約締結された一定の既契約工事について、平成26年2月20日から運用している“賃金等の急激な変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）”に基づく対応が可能となる場合があることを周知していること
- ② 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事・業務のうち、令和7年3月適用の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求できることとしていること

などから、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、「1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払い」の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応されますようお願いいたします。



【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課

TEL 711-4844